



■戸籍法の一部を改正する法律
(平成19年法律第35号、
平成19年5月11日公布、
平成20年5月1日施行)

戸籍は、結婚したことや、離婚したことや、親子の関係などが記載される大切なものです。そのような戸籍の証明書は、他人に不正に取得されないようにしなければなりません。

また、他人が虚偽の届出をすることにより、戸籍に真実でない記載がされることのないようにしなければなりません。

そこで、次のようなルールが法律で定められました。



1 戸籍証明書がほしいのですが…



●戸籍の窓口では

- 窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類(以下「本人確認書類」といいます。)の提示により、確認を行います。
- 代理人や使いの方については、さらに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。
- これらの本人確認の詳細などについては、市区町村の窓口にお問い合わせください。

●郵送では

- 本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所とすることが必要となります。



■戸籍に記載されている方、又はその配偶者、直系の親族の方(以下「本人等」といいます。)については、戸籍証明書を利用する理由の明示は不要です。

■本人等以外の方については、

- 自分の権利を使用したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍の内容を確認する必要があること、
 - 国又は地方公共団体の機関に提出する必要があること、
- などの正当な理由を、請求書に詳しく書くことが必要となります。



制裁の強化

偽りその他の不正な手段によって戸籍証明書の交付を受けた者は、**刑罰**(30万円以下の罰金)が科されます。

2

戸籍の届出をしたいのですが…

養子縁組、協議離縁、婚姻、協議離婚又は認知の届出
(以下「縁組等の届出」といいます。)について、
以下の取扱いが法律上のルールになります。



「本人確認」を行います

窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。
「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。



「通知」を行います

窓口に来られた方が、縁組等のご本人であると確認できなかった場合には、
縁組等の届出が受理されたことをご本人に通知します。



「不受理申出」を受け付けます

自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、
縁組等の届出を受理しないよう、あらかじめ市区町村長に
申出することができます(以下「不受理申出」といいます。)。

不受理申出及びその取下げは、

市区町村の窓口で行ってください。

その際、「本人確認」を行います。

「本人確認」の方法は、

戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。



お問い合わせ先

法務省民事局民事第一課

TEL.03-3580-4111

●ホームページもご覧ください。<http://www.moj.go.jp/>

戸籍の窓口での

「本人確認」が 法律上のルールになります。



本人確認書類が
必要になります。



平成20年5月1日から

運転免許証 写真付き住民基本台帳カード

などの証明書による「本人確認」が法律上のルールになります。

法務省